

朝鮮に於ける教育

二十二年十月二十二日の日韓協定の行なはれ、朝鮮に於ける教育の事業は、朝鮮政府の手に移る。然るに、朝鮮政府の教育行政は、元來、極度に未熟なものであり、且、その教育の程度も、極めて低いものである。故に、協定の行なはれたる後、日本は、朝鮮の教育に對して、極力援助を爲さねばならぬ。日本は、朝鮮の教育に對して、極力援助を爲さねばならぬ。日本は、朝鮮の教育に對して、極力援助を爲さねばならぬ。

外務省

支那に於ける教育

支那に於ける教育は、元來、極めて未熟なものである。且、その教育の程度も、極めて低いものである。故に、日本は、支那の教育に對して、極力援助を爲さねばならぬ。日本は、支那の教育に對して、極力援助を爲さねばならぬ。日本は、支那の教育に對して、極力援助を爲さねばならぬ。

外務省

教育委員の組織の整備と、教育委員の選任に注意を払うもの七四五番である。
 教育委員の組織の整備については、昨年一月八日教育委員組織審議
 員会が議決した。新設特別学校の設置は、その趣旨に基き、その趣旨
 である。昨年六月二十五日、教育委員の組織の整備に關する決議の
 趣旨があらわされた。その趣旨は、昭和二十年十二月二十五日の
 議決もあり、教育委員の組織の整備に關する一層の注意、指導を學校より
 行し、また教育委員の選任、教育委員の会式開催の議決も、
 進めようとした。教育行政については、文部省編纂の改正、
 臨時教育令の改正等により、臨時教育令を一層すすむと共に、昨年
 十月九日には、教育委員の選任を決定した。昨年二月二十
 一日には、「大平洋教育」を補助教育に決定、その健全な教
 育に力を注ぐ等、教育委員の組織の整備に努めつつある。教育に
 重要なるものは、アメリカの教育制度の組織と大五割の調査
 である。昨年五月四日臨時教育令はアメリカより教育制度

外務省

を進めし、日本側は指令に基き教育委員を設けてこれ
 を進めたが、同使館團は報告書を作成してこれをマツタア
 ーサー最高司令官に提出し、昨年四月七日提出された。こ
 の中で大五割が認められ、昨年四月の臨時教育、男女共学等
 が勧告されているが、本年三月二十九日、教育委員の
 及び學校教育法はこの趣旨を盛り入れており、本年四月一
 日から実施されている。

外務省

労働組合の発展に資する改革

労働組合の発展に資する改革
 労働組合の第一は、労働者の意見を組織的に表現し、その権利を擁護することである。これには、労働者の団結を促進し、労働者の利益を代表する組織を築くことが必要である。労働者は、労働条件の改善、賃金の増進、労働時間の短縮、労働安全の確保など、多くの利益を享受する権利を持っている。労働組合は、これらの利益を代表し、労働者間の交渉力を高め、労働主との交渉を円滑にする役割を果たす。労働組合の発展には、労働者の参加と団結が不可欠である。労働者は、労働組合を通じて、労働主との交渉力を高め、労働条件の改善を要求することができる。労働組合は、労働者の利益を代表し、労働者間の交渉力を高め、労働主との交渉を円滑にする役割を果たす。労働組合の発展には、労働者の参加と団結が不可欠である。

外務省

労働、自由主義、個人主義を擁護し、家の制度は労働者の利益を代表するものである。労働者は、労働条件の改善、賃金の増進、労働時間の短縮、労働安全の確保など、多くの利益を享受する権利を持っている。労働組合は、これらの利益を代表し、労働者間の交渉力を高め、労働主との交渉を円滑にする役割を果たす。労働組合の発展には、労働者の参加と団結が不可欠である。労働者は、労働組合を通じて、労働主との交渉力を高め、労働条件の改善を要求することができる。労働組合は、労働者の利益を代表し、労働者間の交渉力を高め、労働主との交渉を円滑にする役割を果たす。労働組合の発展には、労働者の参加と団結が不可欠である。

外務省

勸業省の管内に於ける状況
 昭和二十年九月十日付覚書によリ、新聞、雑誌等が著しく減少する等と認められ、同月三十一日の付覚書に於て、同月三十一日以前に発行された新聞、雑誌の発行部数を調査し、その結果を報告した。同月三十一日以前に発行された新聞の発行部数は、前年同月同日前に比べて、約二七パーセント減少した。同月三十一日以前に発行された雑誌の発行部数は、前年同月同日前に比べて、約一〇パーセント減少した。以上を総合すると、新聞、雑誌の発行部数は、前年同月同日前に比べて、約二〇パーセント減少した。これは、戦時体制の整備によるものである。同月三十一日以前に発行された新聞の発行部数は、前年同月同日前に比べて、約二七パーセント減少した。同月三十一日以前に発行された雑誌の発行部数は、前年同月同日前に比べて、約一〇パーセント減少した。以上を総合すると、新聞、雑誌の発行部数は、前年同月同日前に比べて、約二〇パーセント減少した。これは、戦時体制の整備によるものである。

外務省

勸業省の管内に於ける状況
 昭和二十年九月十日付覚書によリ、新聞、雑誌等が著しく減少する等と認められ、同月三十一日の付覚書に於て、同月三十一日以前に発行された新聞、雑誌の発行部数を調査し、その結果を報告した。同月三十一日以前に発行された新聞の発行部数は、前年同月同日前に比べて、約二七パーセント減少した。同月三十一日以前に発行された雑誌の発行部数は、前年同月同日前に比べて、約一〇パーセント減少した。以上を総合すると、新聞、雑誌の発行部数は、前年同月同日前に比べて、約二〇パーセント減少した。これは、戦時体制の整備によるものである。同月三十一日以前に発行された新聞の発行部数は、前年同月同日前に比べて、約二七パーセント減少した。同月三十一日以前に発行された雑誌の発行部数は、前年同月同日前に比べて、約一〇パーセント減少した。以上を総合すると、新聞、雑誌の発行部数は、前年同月同日前に比べて、約二〇パーセント減少した。これは、戦時体制の整備によるものである。

外務省

昭和二十年十月四日、労働組合の結成を禁止し、労働組合の活動を制限する法律（労働組合法）が公布された。この法律は、労働組合の結成を禁止し、労働組合の活動を制限することを目的として制定された。

昭和二十年十月四日、労働組合の結成を禁止し、労働組合の活動を制限する法律（労働組合法）が公布された。この法律は、労働組合の結成を禁止し、労働組合の活動を制限することを目的として制定された。

外務省

労働組合の結成を禁止し、労働組合の活動を制限する法律の公布

日本が「日本国憲法」の第一条の「日本は主権を国民の全體に在りてこれを行使するに在り」との條項を含むが、復讐強化に際する一切の障害を除去すべし」との條項を含むが、ツマム宣言を受諾し、終戦とあるとともに、労働組合はあつたから存続し、昭和二十年九月に「一〇四〇人を有する一組合」が、ついで十月には四、三二三人をもつ四組合が結成された。十月四日に発せられた陸軍省の「政府、労働組合及び民族の自由拘束法（臨時施設）」の指令により、労働組合の弾圧は開始であつた。労働組合の結成を禁止し、労働組合の活動を制限する法律（労働組合法）が公布された。この法律は、労働組合の結成を禁止し、労働組合の活動を制限することを目的として制定された。

一方、幣原内閣は昭和二十年十月二十日労働法制度調査委員会を設立して労働組合法案の作成に着手し、第八十九臨時議会に

外務省

政府原案を提出、同年十二月十八日には貴衆両院を通過し、昭和二十一年三月一日から実施されることとなつた。日本の労働組合は発生以来ここに初めて團結線、調整権、強制権等を合法的に獲得し、ここに組合法の制定は日本民生主義化途上の一大指標となつたのである。

労働組合法の施行とともに、団体交渉により締結される労働協約に法律上の強制力が認められ、労働組合の権威は著しく高められた。団体協約の締結は総取組昭和二十一年三月末までに総計二〇九件、被適用組合二二三、組合員九九、九九九人にすぎなかつたものが、労働組合法実施後の昭和二十一年四月一六月には協約成立七三〇件、被適用組合一、〇一四、組合員五三三、〇八三人に激増し、昭和二十二年三月末には締結協約総数二、六九九件、被適用組合数四、八〇二、組合員二、五五四、三〇四人に達した。昭和二十二年四月末の日本労働組合の勢力は二

外務省

一、三三一組合、五、四四五、四九三人であるから、全組織労働者の総数半数が団体協約の効力下に置かれてゐる。

団体協約は大部分のものが労資双方の代表者から成る経営協議会の設立を規定しているが、昭和二十一年六月末までに経営協議会の設立を協定した組織は厚生省調査によると二〇二組合一七〇、二四七名であつた。その後昭和二十二年三月末までに、七六〇の新団体協約が締結されてゐるから、経営協議会の現在数は客年六月末以来激増してゐると思われ。

外務省

